

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
危険老朽空き家除却費補助金	市の実態調査により倒壊する危険度・緊急度が最も高いと判断された空き家に対し、解体費用の一部を補助。市税等の滞納、抵当権設定の無い方で、建て替えや土地の譲渡を目的としていないこと。また、世帯の生計維持者の前年所得金額が 460 万円を超えない方が対象	解体撤去業者による解体および撤去費用の 1/2、上限 50 万円。なお、市県民税所得割が課税されていない世帯は上限 70 万円。	個人


市民共動課 環境生活班（空き家相談窓口）
☎ 30-0219

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
交通弱者対策補助金	70 歳以上、または 65 歳以上で運転免許証を返納した高齢者に対し、路線バス回数券および高齢者向け定期券購入費用の一部を補助	回数券および高齢者向け定期券購入額の 1/5	個人
地域乗合交通運行費補助金	公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する地域乗合交通に対し、運行経費の一部を補助	補助額：運行経費から運賃収入額を差し引いた額 上限額：運賃収入額または①か②のどちらか低い額 ①単独自治会の住民のみを対象とする路線：30 万円 ②複数の自治会区域を運行し、経由する自治会住民が利用可能な路線：50 万円	自治会等


市民共動課 環境生活班
☎ 30-0224

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
特定健康診査および人間ドックの受診に係る助成	国保の被保険者で、40 歳～74 歳の方が、市で契約した医療機関で受診した場合	・特定健康診査：全額助成により自己負担なし ・人間ドック基本型：自己負担 1 万 4 千円	個人
特定保健指導	国保の被保険者で、特定健康診査または人間ドックを受診した方に、動機付け支援・積極的支援を実施	全額助成により自己負担なし	個人
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療保険の被保険者で、要介護度 4・5 以外の方が、市で契約した医療機関で受診した場合	全額助成により自己負担なし	個人
出産育児一時金の支給	国保の被保険者が出産した時に支給	42 万円（産科医療保障制度に加入していない医療機関などで出産した場合は 40 万 4 千円）	個人
葬祭費の支給	国保の被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に支給	5 万円	個人
高額療養費の支給	国保の被保険者で 1 カ月に支払った医療費が基準を超えた場合に、超えた額を申請によって支給。国保世帯の所得や住民税の課税状況によって基準が異なる	限度額を超えた額を支給	個人（世帯）
療養費の支給	旅先などで保険証を持たずに診療を受けた／手術の輸血に用いた生血代（医師が必要と認めた場合）／医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代／医師が必要と認めたはり・きゅう・マッサージなどの施術／海外渡航中に診療を受けたときなど	一度全額負担した費用について、申請により保険給付分を払い戻し	個人
福祉医療費給付事業	乳幼児・小中学生・高校生世代・ひとり親家庭の児童・高齢身体障がい者・重度心身障がい者の医療費にかかる自己負担を福祉医療費として助成	全額助成により自己負担なし ※ 1 歳～高校生世代で、父母のどちらかが住民税課税の場合は 1 医療機関につき 1 日 1 千円の自己負担あり	個人
はり、きゅう、マッサージ施術扶助事業	65 歳以上の方に健康保持・増進のため、指定施術所の施術助成券を交付	1 回 1 千円の助成券を年度あたり 4 枚交付	個人


市民課 国保医療班
☎ 30-0222



鹿角市の補助金・補助制度

市民の皆さんに活用していただくことのできる補助金・補助制度等について紹介します。
詳しい内容や申請方法などについては、担当までお問い合わせください。

※平成 31 年 4 月 1 日時点での制度内容です。

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自主防災組織育成事業補助金	地域住民による自主的な防災組織の育成および防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業経費の一部を助成（すべて 1 団体 1 回に限る）	①自主防災計画策定事業 自主防災組織を新たに結成する自治会等に対し、自主防災計画策定費用を交付 補助率：2/3、上限 2 万円	自治会等
		②自主防災活動事業 自主防災計画に基づく事業費用を交付 補助率：2/3、上限 5 万円	自主防災組織
		③自主防災用資機材等整備事業 災害の被害防止活動および軽減活動に直接資する資機材等の整備費用を交付 補助率：10/10、上限 75 万円	前年度以前に結成された自主防災組織
		④自主防災組織育成事業 災害の被害防止活動および軽減活動に直接資する資機材等の拡充費用を交付 補助率：10/10、上限 25 万円	結成後 10 年を経過した自主防災組織


総務課 危機管理室
☎ 30-0299

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自治会館建設事業費補助金	自治会が実施する自治会館の新築、改築、増築および改修にかかる費用の一部を補助。30 万円以上の工事が対象 ＜新築・改築＞ 新築、改築後 25 年または増築、改修後 10 年を経過しているもの ＜増築＞ 新築、改築、増築、改修後 10 年を経過しているもの ＜改修＞ 改修後 5 年を経過しているもの	＜新築・改築・増築＞ 自治会世帯数等により算定基準と限度額あり（補助率 3/10 以下） ＜改修＞ ①対象事業費の 1/2 以内、上限 100 万円。前回補助金利用後 10 年を経過しなければ新たに交付を受けられない ②対象事業費の 1/2 以内、上限 50 万円。前回補助金利用後 5 年を経過しなければ新たに交付を受けられない（前回①の補助を利用した場合は、利用後 10 年を経過しなければ対象外） ※①か②のどちらかを選択 ※実施予定年度の前年 9 月までに申請が必要	自治会
自治会元気づくり応援補助金	自治会が地域で行う元気づくり事業（福祉、環境整備、文化、交流）の一部を補助。過去に補助金の交付を受けた自治会は、交付を受けた年度を含めて 3 年経過するまで交付を受けられない	＜ 31 世帯以上の自治会＞ 対象事業費の 1/2 以内、上限 10 万円 ＜ 30 世帯以下の自治会＞ 対象事業費の 3/4 以内、上限 15 万円	自治会
自治会コミュニティ再生応援事業費補助金	世帯数がおおむね 30 世帯以下の自治会を対象とし、自治会が抱える課題解決や自治会の活性化に向けた活動の計画策定事業費と活動事業費を補助	＜計画策定＞ 対象事業費の 10/10、上限 10 万円 最大 2 年間利用可能（1 年ごとに 10 万円限度） ＜活動事業＞ 対象事業費の 10/10、上限 50 万円 最長 3 年間事業継続可能（ただし 2 年以上継続の場合でも補助金額は上限 50 万円。2 つ以上の自治会等が連携して活動する場合は上限 100 万円）	自治会
コミュニティ推進事業費補助金	＜一般コミュニティ助成事業＞ コミュニティ活動に必要な備品等の購入費用を補助 ＜コミュニティセンター助成事業＞ 自治会館等の建築または大規模改修に要する費用を補助	＜一般コミュニティ助成事業＞ 対象事業費の 10/10、100 万円～250 万円以内で補助 ＜コミュニティセンター助成事業＞ 対象事業費の 3/5 以内、上限 1,500 万円 ※ 10 万円単位での補助となり、10 万円未満は切り捨て（自治会負担）となる ※実施予定年度の前年 9 月までに申請が必要 ※補助対象団体は（一財）自治総合センターが決定	自治会およびコミュニティ組織等


市民共動課 共動推進班
☎ 30-0202